

令和2年7月27日

教育委員会定例會議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第45号 草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて
議第46号 草津市文化財保護審議会委員の委嘱につき議決を求めるることについて
議第47号 草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めるることについて
議第48号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めるることについて

議第45号

草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和2年7月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求めるこ
とについて

次の者を、草津市教育委員会事務外部評価委員会委員に委嘱することにつき、草津市
教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定
により、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	糸乘 前	滋賀大学教授
学校教育の関係者	片山 善久	元公立小学校長
公募市民	早田 リツ子	

任期 令和2年7月27日から令和3年3月31日

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる教育委員会の附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

第4条以降（略）

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
(略)	(略)	(略)
草津市教育委員会事務外部評価委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 公募市民	教育委員会事務局 教育総務課
(略)	(略)	(略)

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
(略)	(略)
草津市教育委員会事務外部評価委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで
(略)	(略)

議第 46 号

草津市文化財保護審議会委員の委嘱につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 27 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市文化財保護審議会委員の委嘱につき議決を求めるについて
 次の者を草津市文化財保護条例（昭和53年草津市条例第8号）第53条第1項の規定により、草津市文化財保護審議会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験を有するもの	東 幸代	滋賀県立大学教授 歴史学
	五十川 伸矢	元京都橘大学教授 考古学
	鎌谷 かおる	立命館大学准教授 環境・景観
	高梨 純次	(公財)秀明文化財団 参事 元滋賀県立近代美術館 学芸課長 美術工芸
	伊達 仁美	京都造形芸術大学教授 民俗学
	富島 義幸	京都大学大学院教授 建築学
	増渕 徹	京都橘大学教授 史跡整備
その他教育委員会が 適当と認めるもの	南 英三	草津市観光物産協会会长 普及啓発、公開活用

任期 令和2年8月1日から令和4年7月31日まで

○草津市文化財保護条例（抄）

昭和53年3月30日条例第8号

改正 平成14年 3月25日条例第17号

平成17年 3月31日条例第 7号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民が草津の豊かな歴史文化を享受し、文化的な生活を営むためには、本市に伝えられた文化財の保存および活用が不可欠であることにかんがみ、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、本市の区域内に存する文化財のうち、重要なものについて、その保存および活用のために必要な措置を講じ、もつて市民文化および地域文化の向上と発展に資することを目的とする。

第7章 文化財保護審議会

（設置）

第52条 第1条の目的達成のため、法第190条の規定に基づき教育委員会の付属機関として、審議会を置く。

（組織等）

第53条 審議会の委員（以下「委員」という。）は8人以内とし、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認めるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 会長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長が定めた委員が、その職務を代行する。
- 6 第1項に定めるほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（任務）

第54条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ文化財の保存および活用に関する重要事

項について調査および審議するとともに、当該事項について教育委員会に対して意見を述べることができる。

(会議)

第55条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第56条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

議第 47 号

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 27 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めるについて
次の者を、草津市図書館協議会委員に委嘱することにつき、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条および草津市立図書館設置条例（昭和58年草津市条例第15号）第3条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学校教育の関係者	江竜 真司	玉川中学校長
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	武井 美代	老上西学区地域コーディネーター
	中瀬 隆泰	NPO 法人 宅老所心

任期 令和2年8月1日から令和3年8月31日まで

草津市図書館設置条例（抄）

（図書館協議会）

第3条 草津市立図書館に法第14条第1項に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもつて組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。

（1）学校教育の関係者

（2）社会教育の関係者

（3）家庭教育の向上に資する活動を行う者

（4）学識経験のある者

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議第48号

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和2年7月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求ることについて
次の者を、草津市通学区域審議会委員に委嘱することにつき、草津市通学区域審議会
設置条例（昭和47年草津市条例第24号）第3条第2項の規定により、本委員会の議
決を求める。

記

区分	氏名	備考
その他教育委員会が必要 と認めるもの	中村 孝	渋川学区まちづくり協議会 会計

任期 令和2年7月27日から令和2年12月26日まで

○草津市通学区域審議会設置条例（抄）

（設置）

第1条 草津市立幼稚園、小学校および中学校（以下「学校」という。）の通学区域の適正を期すため、草津市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ学校の通学区域の設定および改廃に関する事項の調査審議を行い教育委員会に答申する。

（委員）

第3条 審議会は、委員25人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 草津市PTA連絡協議会の代表
- (3) 草津市校長会および草津市園長会の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（会長および副会長）

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、第3条第2項各号の一に該当しなくなつた場合においては、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

請 願

請願第1号 2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願書について

請願第1号

2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願書について

上記の議案を提出する。

令和2年7月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願書について
このことについて、令和2年4月23日に提出された2021年度使用中学校教科書
の採択に関する請願書につき、本委員会の採決を求める。

記

2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願書 別紙のとおり

2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願書

2020年4月23日

草津市教育委員会 教育長 川那邊 正 様

子どもと教科書 市民・保護者の会
事務局 木村 幸雄

日頃は、子どもの教育全般にわたりご尽力いただきありがとうございます。とりわけ現在の新型コロナ肺炎の蔓延に対して、これを抑えるための学校等における対応についても、ご尽力いただき重ねてお礼申し上げます。

さて、去る3月24日に文科省による2021年度から使用される中学校教科書の検定結果が公表され、貴教育委員会では、教科書採択に向けて、すでに関係事務及び調整等を進めておられるかと存じます。

この度公表された中学校教科書については、新学習指導要領で強調された「『主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）』の視点からの学習過程の改善」に沿うように求められ、教科書の全10科の平均ページ数は現行本と比べると7.6%増となり、「ゆとり教育」と言われた04年の検定以降で最多、約1.5倍となっています。そのようなページ数の増大と相まって、アクティブ・ラーニングなどの授業方法の「高度化」は、生徒にとっても大きな負担となるでしょうし、授業への参加意欲や学習内容の理解の差が拡大し、授業についていけない生徒が増えるおそれが十分想定されます。

また、今回の中学校教科書は、前回同様「政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」という「教科用図書検定基準（2014年改訂）」が適用されただけでなく、「学習指導要領の記述の意味や解釈の詳細について説明するために作成されている学習指導要領解説をより踏まえて教科書記述に適切に反映していくこと」という「教科書の改善について（2017年5月23日、教科書検定審議会報告）」に基づいて検定が行われています。つまり、文科省が「法的拘束力があるとする」指導要領と官僚が書いた文科省著作物にすぎない学習指導要領解説（以下、「解説」）を同等に扱い、「解説」に「法的拘束力」を持たせ、それに一層忠実な教科書を作成させようとするものとなっていて、社会科の教科書などに強く反映していると考えられます。

まさに、教科書の記述の自由が大幅に制限され、政府・文科省の見解が色濃く反映していると言わざるを得ず、そのような事例は、いわゆる「先進国」では、日本だけです。

そのような問題を内包した文科省検定教科書を、各教育委員会において採択することとなりますので、内容を十分精査しその問題点等に留意しながら、慎重にかつ公平・公正に採択事務を進めていただき、少しでもより良いと考えられる教科書を採択願いたいところです。

つきましては、以下の6点の項目について請願しますので、教育委員会会議において項目ごとに十分な審議のうえ、その審議結果と各項目に対する見解及び回答を、文書により6月末までに賜りますようお願ひいたします。

記

1. 教科書採択における透明性の確保について

- 教育委員会における教科書採択の会議については、例年のように傍聴者を入れ公開の場で審議すること。なお、新型コロナウィルスの蔓延を考慮し対応されることは必要であるが、そのことを理由に傍聴制限などをしないこと。特に、開催する会議室が密接場面等となるようなことが考えられる場合は、湖南省教育委員会などのように会議場を広い会議室等に変更するなど配慮すること。

- 教科書採択結果は、会議資料とともに速やかにホームページ等で公開するとともに、会議録についても、作成後速やかに同様の措置をとること。

2. 現場教員の意見の反映について

・教科書は教員の重要な教育「道具」(教材)であり、例えば人の命をも預かる医師にとっての医療器具と同様であり、子ども(患者)にとってより良く、教員(医師)にとっても使いやすいことなどが重要であることから、採択にあたっては、現場教員の意見を十分反映させること。

・ただし、道徳教科書に関しては、教員にとって使いやすいものは、時には子どもを誘導しがちになることがある、また道徳ノートの活用や子ども自身の自己評価をさせることは、子どもが教員を忖度したり、教員が子どもの評価に安易に利用したりするおそれもあると考えられる。このような現場での短絡的な状況が生じることも想定でき、ひいては子どもの教育にとってマイナスとなるばかりか、教育ではなく洗脳的なことにもつながるため、安易に使いやすいことや若い教員にとって適しているなどとの判断によることなく、子どもが幅広く自由に考え方を重視し慎重に採択されたい。

3. 教科書展示会の開催の充実について

・開催の場所・日程・時間については、より多くの教員・保護者・市民が参加・閲覧しやすい環境にこれまで以上に配慮すること。新型コロナウィルス問題により、「3密」を避けるなどの配慮をされることは言うまでもないが、これまでと比べて参加しにくくなるようなことは避けること。

・教科書展示会の住民への周知については、自治体広報やホームページ等において行うこと。

4. 教科書展示会のアンケート等による市民・保護者の意見の尊重について

・アンケートについては、一般の教員・保護者・市民からの意見を求めるものとして唯一といつてもよいものであることから、滋賀県教育委員会へ送付する前に、各教育委員に提示するとともに、その意見を可能な限り尊重した採択の議論をすること。なお、同アンケートは、教科用図書第2採択地区協議会にも提供されたい。

・市民等からの意見・要望等についても、各教育委員に提示するとともに、その内容を可能な限り尊重した採択の議論をすること。

5. 教科書採択を行う教育委員会会議の周知について

当該会議の住民への周知については、自治体広報やホームページにおいて可能な限り早い段階で速やかに行うこと。また、傍聴方法等についても周知すること。

6. より良い教科書の採択について

・貴教育委員会が大切な教育課題として取り組んでこられた「人権・平和・共生」等、憲法にも定められた普遍的な価値観を重視し、子どもの教育にとってよりふさわしい教科書を採択していただきたいところであるが、前段に述べているように、今回検定通過した教科書については、詳細を見ていくば問題のある教科書も存在することから、上記の点に十分ご留意いただき、これに反するような教科書は採択しないこと。

・教科書の題材の中には、具体的に滋賀県内のことが取り上げられている事例もあるが、地元のことが掲載されているのでよいなどと短絡的に評価することなく、教科書全体を総合的に判断して採択されたい。

・教育基本法には、「愛国心」につながる目標があるが、そこには「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が同時に明記され、偏狭なナショナリズムに陥ることがないように求めている。したがって、偏狭なナショナリズムを煽るような内容がないかなど、十分留意し採択作業を進められたい。